茨木市総合保健福祉計画（第２次）
分野別計画

高齢者保健福祉計画（第８次）・介護保険事業計画（第７期）

概要版

平成30年（2018年）３月
茨木市

茨木市総合保健福祉計画（第２次）の概要

■計画の策定に当たって

計画策定の趣旨

◆茨木市総合保健福祉計画は、保健福祉施策を総合的・体系的に推進し、より効率的・効果的に市民福祉の向上を図ることを目的として、平成24年（2012年）３月に策定したものです。すべての市民がひとりの人間として尊重され、支え合い、助け合う中で生きがいを持って、安心して暮らしつづけられる福祉のまちづくりを目指し、これまで各施策を推進してきました。

◆前計画策定以降、市民の福祉ニーズや生活課題は更に多様化・複雑化し、より身近な相談場所や幅広い相談に対応できる体制が求められるようになっています。また、国では、すべての人々が年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられる新しい「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築や、子ども・高齢者・障害者などすべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されています。

◆「地域共生社会」は、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、地域での活動を「我が事」としてとらえて参画し、人と人、人と社会資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すものです。

◆これらの考え方を踏まえ、「すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、みんなが主役の地域共生のまちづくり」を目指し、総合保健福祉計画（第２次）を策定するものです。

計画の期間

	平成24年度（2012年度）～平成29年度（2017年度）	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）	平成32年度（2020年度）	平成33年度（2021年度）	平成34年度（2022年度）	平成35年度（2023年度）
総合保健福祉計画	（第１次）	（第２次）					
地域福祉計画	（第２次）	（第３次）					
高齢者保健福祉計画	（第６・７次）	（第８次）			（第９次）		
介護保険事業計画	（第５・６期）	（第７期）			（第８期）		
障害者施策に関する長期計画	（第３次）	（第４次）					
障害福祉計画	（第３・４期）	（第５期）			（第６期）		
障害児福祉計画		（第１期）			（第２期）		
健康いばらき21・食育推進計画	（第２次）	（第３次）					

計画の位置付け

◆総合保健福祉計画は、本市のまちづくりの基本的な指針である「茨木市総合計画」に基づき、「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」の４分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合的な計画です。

◆「地域福祉計画」については、より効率的・効果的な地域福祉の推進体制の整備のため、茨木市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と共通の理念と基本目標に基づいて一体的に策定しています。

◆「健康いばらき21・食育推進計画」については、本市国民健康保険の健診結果やレセプトデータを活用し、保健事業の効果的・効率的な実施を図る「国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」及び、特定健康診査・特定保健指導の実施方法等を定めた「特定健康診査等実施計画」と生活習慣病予防という目的を共有し、策定しています。

◆大阪府の各種関連計画をはじめ、「茨木市総合計画」に基づく「次世代育成支援行動計画」や「地域防災計画」、「都市計画マスタープラン」、「バリアフリー基本構想」、「人権施策推進計画」などの庁内関連計画とも連携、整合性を図り策定しています。

■各計画の位置付け・関連性

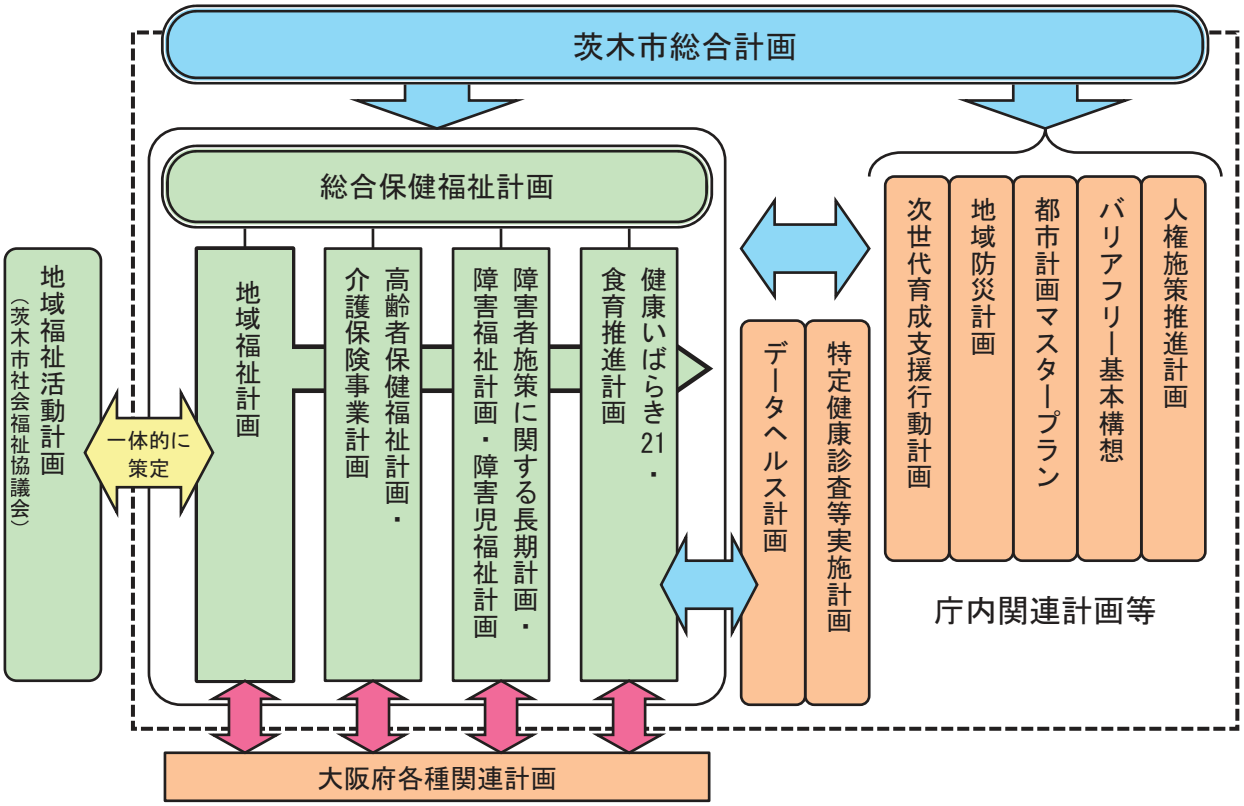

■施策体系

理念

すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、みんなが主役の地域共生のまちづくり
～包括的な支援体制の実現とともに～

基本目標

◆総合保健福祉計画では、理念に基づき各施策を推進するため、６つの基本目標を定め、分野別計画共通の目標とします。
◆各分野別計画については、理念と基本目標に基づいて策定し、それぞれの施策を推進することにより、総合的に本市の保健福祉の課題解決に取り組みます。

地域福祉計画
（地域福祉活動計画）

基本目標１
お互いにつながり支え合える

◆市民が地域の課題を「我が事」としてとらえる意識の醸成と、様々な課題を「丸ごと」受け止める相談支援のネットワーク整備に努めます。

◎見守り体制・つなぎ機能の強化
◎地域福祉活動の推進
◎民生委員・児童委員活動の推進
◎更生保護活動の推進

基本目標２
健康にいきいきと自立した生活を送る

◆生涯を通じた健康づくりと生活習慣病予防等に向けた取組や、自立した生活を送るために専門的な支援が提供できる体制整備を行います。

◎生活困窮者の自立に向けた支援
◎生活困窮者支援を通じた地域・関係づくり

基本目標３
“憩える・活躍できる”場をつくる

◆身近な地域で憩える居場所と、一人ひとりが培った力をいかせる場・機会を創出し、誰もが活躍できる地域づくりを目指します。

◎地域で活躍できる人材の育成
◎地域の交流・活動拠点づくりの推進

基本目標４
一人ひとりの権利が尊重される

◆お互いを理解し尊重し合える意識の醸成に努めるとともに、虐待防止や権利擁護の推進により要支援者を早期発見し適切な支援につなげます。

◎権利擁護の推進

基本目標５
安全・安心で必要な情報が活かされる

◆発信した情報が必要な人に届き、いかされる体制や、災害等の緊急時に市と関係機関が要配慮者の情報を共有・活用できる体制を整備します。

◎情報提供の充実
◎災害時の情報伝達体制、要配慮者の把握
◎地域防犯活動の充実

基本目標６
社会保障制度の推進に努める

◆生活保護制度や介護保険制度等、社会保障制度の適正・円滑な運営に努めます。

◎生活保護制度の適正実施
◎社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

分野別計画の施策・取組

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	障害者施策に関する長期計画 障害福祉計画 障害児福祉計画	健康いばらき21・食育推進計画
◎地域包括支援センターの再編 ◎地域包括支援センターの運営 ◎高齢者の生活支援体制整備の推進	◎すべての人が支え合う共生社会への取組 ◎交流を通じての相互理解の促進	○家庭、学校、地域の関係機関等と連携した健康づくりの推進 ○健康に関する相談の実施
◎介護予防・日常生活支援総合事業の基盤整備の推進 ◎要介護高齢者等の自立・家族介護等への支援の推進	◎地域での包括的な相談支援体制の構築 ◎地域での自立した生活への支援の充実 ◎精神障害者の地域での支援体制の充実 ◎制度の谷間のない支援　など	◎食育推進（栄養・食生活） ◎身体活動（運動） ◎休養・こころの健康 ◎たばこ対策 ◎自己の健康管理 ◎歯と口の健康 ◎みんなで進める健康づくり
◎地域活動・社会参加の促進 ◎身近な「居場所」の整備 ◎世代間交流の取組 ◎高齢者の「働く場」の創造	◎働きつづけられる環境の充実 ◎余暇活動を通じた社会参加の促進	○健康づくりの場・機会の拡大
◎認知症施策の推進 ◎虐待防止対策の推進 ◎権利擁護の推進	◎人権の尊重、差別のないまちづくりの推進 ◎虐待防止対策の推進 ◎権利擁護の推進	
◎災害時に求められる医療・介護サービスの継続 ◎情報公表制度の推進 ◎安心して暮らせる環境の充実 ◎高齢者の居住安定に係る施策との連携	◎情報提供の充実、コミュニケーション手段の確保 ◎移動手段の確保 ◎安全・安心に暮らせる住まいづくり ◎防災の推進	○健康や食の安全・安心等に関する情報の発信
◎介護保険制度の適正・円滑な運営 ◎介護給付適正化事業の推進 ◎在宅療養の推進	◎障害者制度の適正実施	

◎：施策
○：取組

■総合保健福祉計画で推進する包括的支援体制のイメージ

総合保健福祉計画策定にあたっての課題等

1　市の課題	2　市民の意見（アンケート、ワークショップ等より）
A1 高齢者の増加等により、サービス提供体制に見直しが必要。	B1 1つの相談窓口で何でも相談したい。（なんでも聞いてくれる場）
A2 複雑多様化した生活課題への相談支援体制が必要。	B2 アクセスしやすい。（近くにある）
A3 地域のネットワークの役割整理や統合が必要。	B3 専門知識を持った相談員に相談したい。
A4 特定健康診査、がん検診等の受診率が低い傾向にある。	B4 出産･子育てに関して相談できる人が身近にいてほしい。

総合保健福祉計画で推進する包括的支援体制（平成30年度以降年次的に整備）

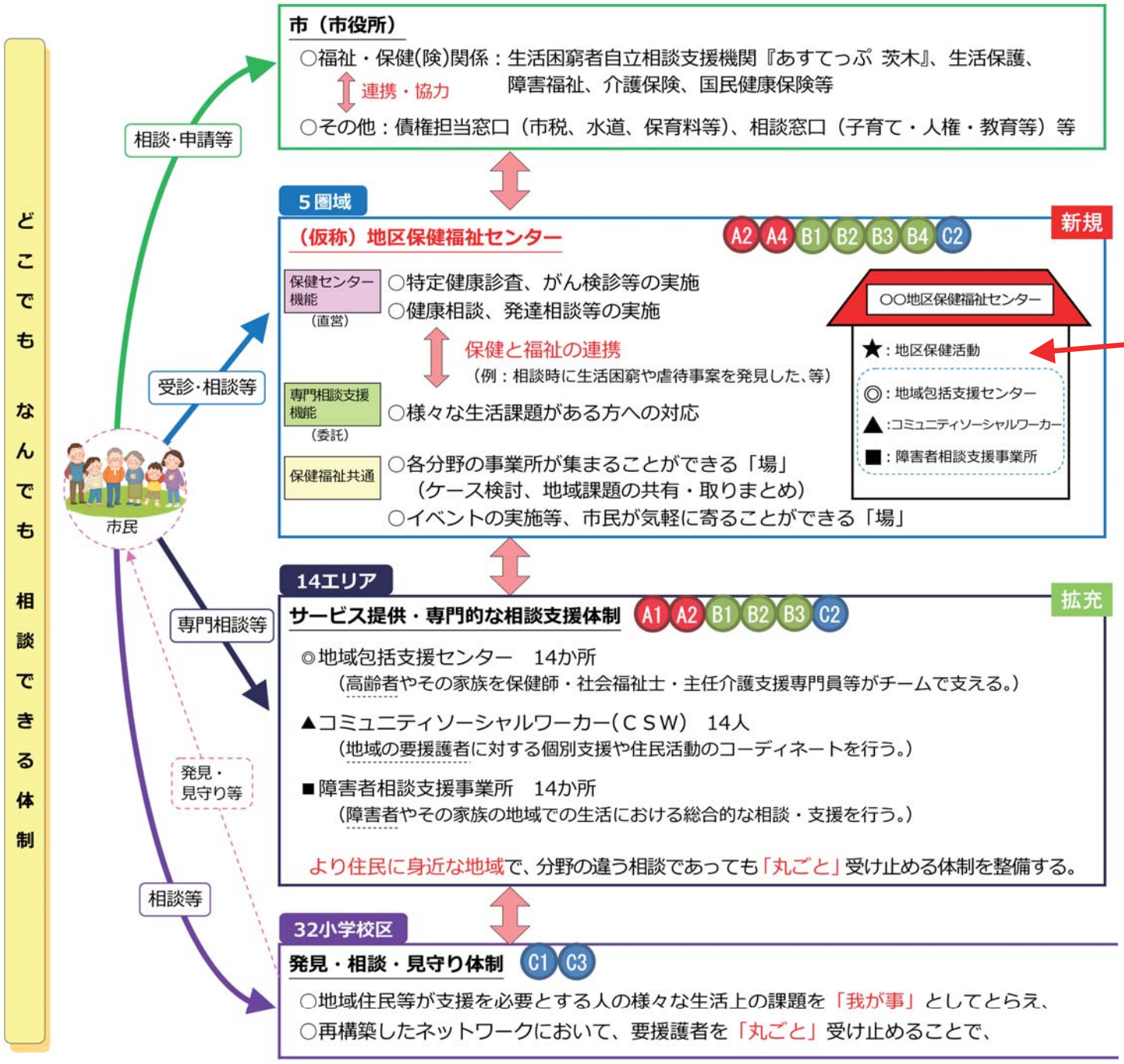

3　国の方向性

C1 「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現

C2 包括的な相談支援体制

C3 住民主体の課題解決力強化

→

1～3をふまえて、

総合保健福祉計画では**各分野に共通する、基盤づくりにあたる事項について記載**

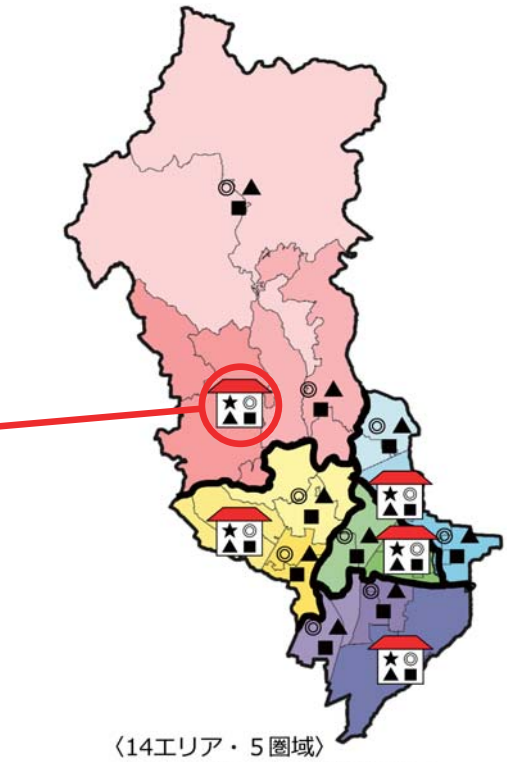

〈14エリア・５圏域〉

＊なお、（仮称）地区保健福祉センターの設置場所は未定であり、今後検討するものです。

＊包括・障害事業所の増設に伴い、地理的条件に加え、対象者数の平準化を考慮して担当小学校区の組合せを決定。

２～３小学校区（１エリア）あたり
- 高齢者　5,000人程度
- 障害者　1,000人程度

エリア	圏域
清溪	北
忍頂寺	
山手台	
安威	
福井	
耳原	
豊川	
郡山	
彩都西	
太田	東
西河原	
三島	
庄栄	
東	
白川	
春日	西
郡	
畑田	
沢池	
西	
春日丘	
穂積	
茨木	中央
中条	
大池	
中津	
天王	南
東奈良	
玉櫛	
水尾	
玉島	
葦原	

新規

地域課題を施策につなげていく仕組みづくり

小学校区における地域課題を取りまとめる機能がない。

→ 再構築したネットワークからの地域課題を、(仮称)地区保健福祉センターが中心となって取りまとめ、市の施策へつなげる。

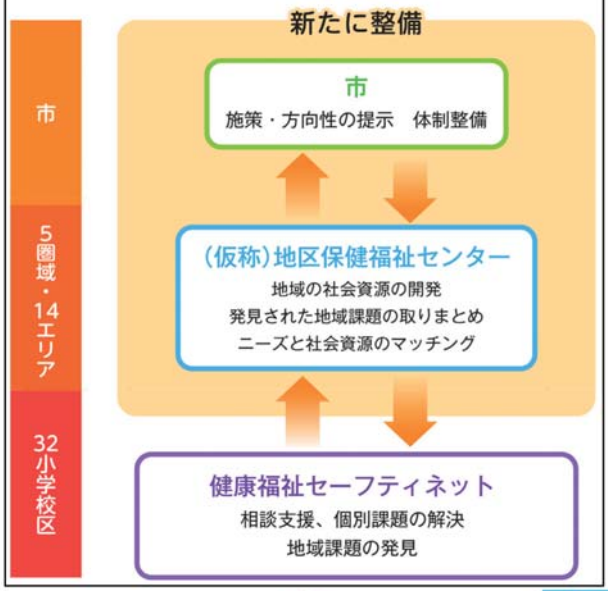

再編

ネットワークの再構築　A3

小学校区ごとに複数のネットワークがあり、機能や参加するメンバーが重複している。

→ 整理・統合により、効率的な体制を整備

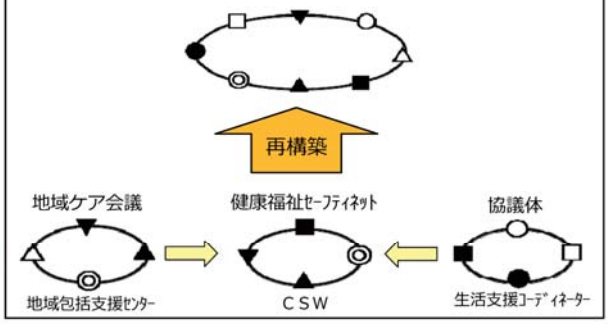

機能強化

要援護者を早期に発見し、相談につなげる。
見守り・相談支援体制を強化する。

茨木市高齢者保健福祉計画（第８次）・介護保険事業計画（第７期）の概要

■策定の趣旨

高齢者福祉は「老人福祉法」に基づいてスタートしており、基本理念として高齢者が生きがいを持って健康で安心した生活を送ることができるように、社会全体で支えていくとともに、高齢者は健康を保持し、その知識と経験を活用して社会的活動に参加することが求められています。また、介護に係るサービスは平成12年（2000年）に施行された介護保険法のもとで実施されています。以降、法改正や国・大阪府の動向に応じて、本市では３年ごとに計画を策定してきました。

今回の平成30年（2018年）施行の介護保険法改正により、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を見据え、地域包括ケアシステム※の深化や介護保険制度の持続可能性の確保の方向性が示されました。

＜地域包括ケアシステムの強化＞

①地域包括ケアシステムの深化・推進	②介護保険制度の持続可能性の確保
・介護予防・重度化防止に向けた取組の推進 ・医療計画との整合性の確保を図り、在宅療養を推進※ ・介護家族への支援の充実 ・地域共生社会の実現に向けた取組の推進	・介護給付費の適正化を推進 ・介護サービス基盤の整備促進

大阪府では、府内市町村が連動性のある計画を策定できるように、市町村高齢者計画策定指針が策定され、次の点に留意することと示されています。

①人権の尊重
②自立支援、介護予防・重度化防止の推進
③高齢者の自立と尊厳を支える体制の整備・施策の推進
④地域包括ケアシステム深化・推進における協働の重要性
⑤中長期的な視点に立った施設整備と在宅サービスの在り方
⑥災害時における福祉サービスの継続と関係機関の連携

高齢者保健福祉計画（第８次）・介護保険事業計画（第７期）策定の視点として、老人福祉法及び介護保険法の理念を再確認するとともに、これらの方向性を踏まえて計画を策定します。

用語説明

○地域包括ケアシステム：地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。

○医療計画との整合性の確保を図り、在宅療養を推進：高齢化の進展や病床機能の分化・連携に伴い、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が増加する中で、在宅医療や介護サービスの適切な量の提供を図るため、都道府県が策定する医療計画と介護保険事業計画策定において、関係者の協議の場の設置や医療圏域の在宅医療・介護の利用者数の推計等を一体的に行うことで、在宅医療と介護サービスの整備目標を整合的に策定するもの。

■本市が目指す高齢者施策における地域包括ケアシステム

2025年に向けて
お互いに支え合い、助け合える地域社会を実現し、すべての高齢者が自らの能力を発揮しながら、生きがいのある生活を送っています。

基本目標 1
・地域包括支援センターの再編
・生活支援コーディネーターの活動を充実

基本目標 6
・介護保険事業の適正化
・在宅療養支援体制の整備

基本目標 2
・介護予防・生活支援サービスの多様化
・一般介護予防事業を地域全体で展開

住み慣れた場所でいつまでも

基本目標 5
・災害時における支援体制の強化
・居住安定に係る情報提供

基本目標 3
・高齢者の社会参加の促進
・身近な「居場所」の整備・拡充

基本目標 4
・認知症高齢者及び家族支援の充実
・虐待防止及び早期発見・対応の推進

第８次･第７期 平成30年度(2018年度)～平成32年度(2020年度)
地域包括ケアシステムの強化

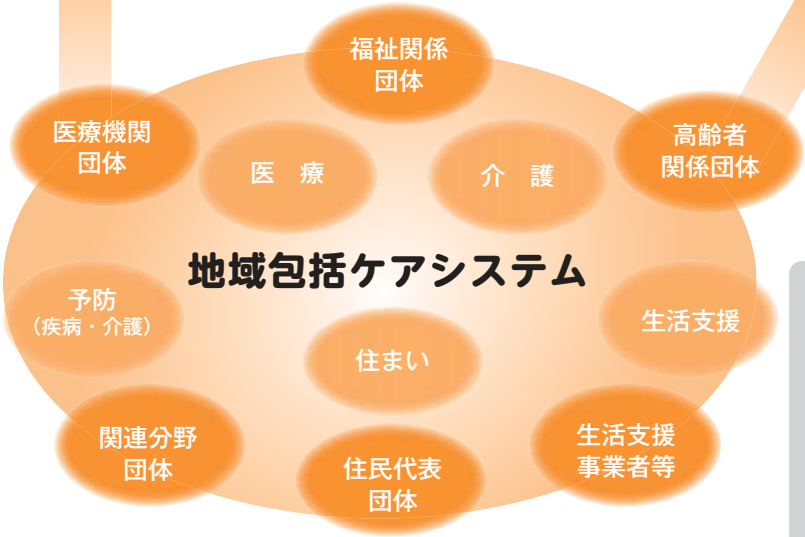

第７次･第６期 平成27年度(2015年度)～平成29年度(2017年度)
地域包括ケアシステムの実現に向けて基盤を整備

2025年問題
団塊の世代が後期高齢者となる「2025年」には、要介護･要支援認定者、認知症高齢者、単身あるいは夫婦のみの高齢者世帯が大幅に増加する。
大阪府の要介護認定率のピークは2035年、介護需要のピークは2040年に到来すると言われている。

■計画年度における人口等の推計

高齢者人口の推計

高齢者人口（65歳以上）は年々増加しており、第７期計画期間最終年度の平成32年度（2020年度）には、高齢者人口68,533人（高齢化率24.4%）になると見込まれます。

なお、参考値として平成37年度（2025年度）についても推計しています。

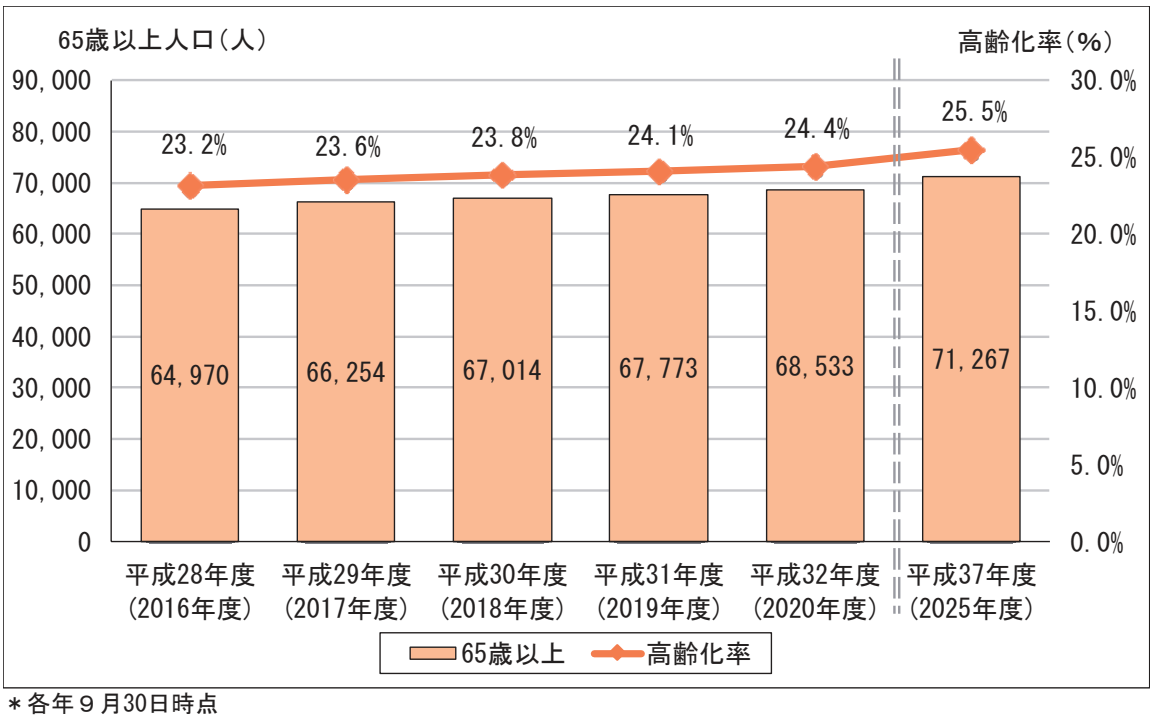

＊各年９月30日時点

要支援・要介護認定者の推計

今後の要支援・要介護認定者数を推計すると、高齢者人口の増加に伴い、認定者数も増加し、平成32年度（2020年度）には、11,760人になると見込まれます。

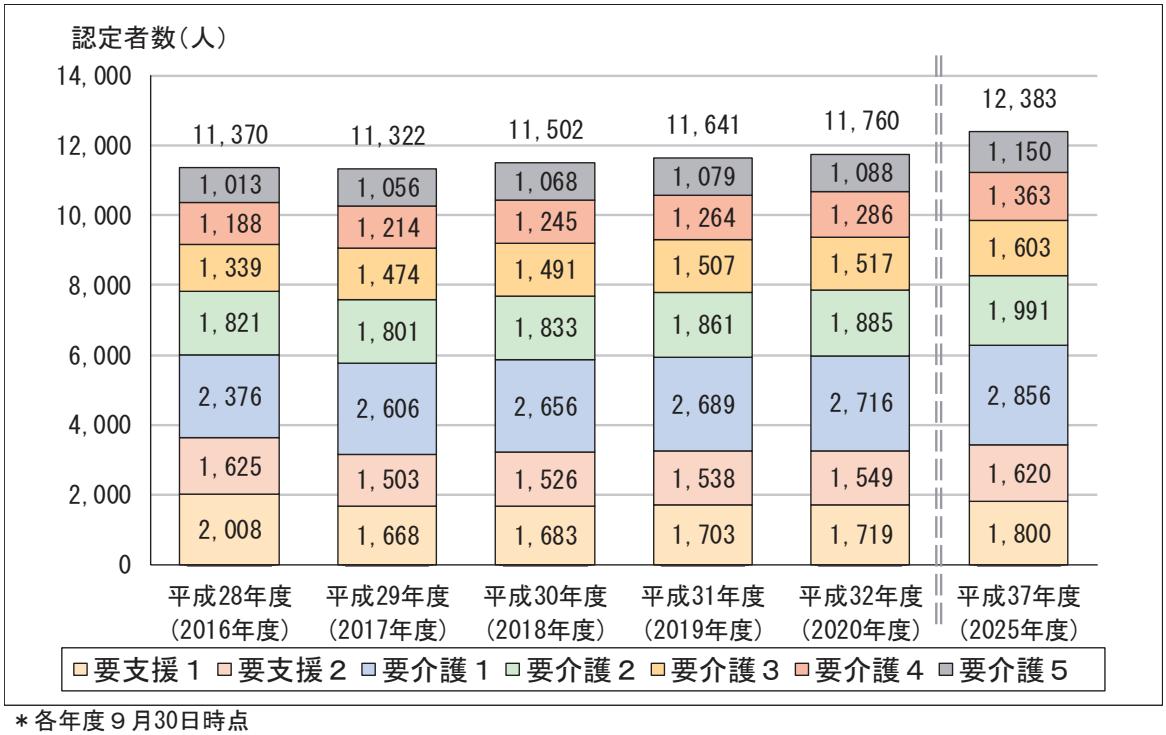

＊各年度９月30日時点

■主な取組

基本目標１　お互いにつながり支え合える

施策（１）地域包括支援センターの再編

2025年問題に向けて高齢者の複雑･多様化する相談に対して細やかな対応が必要となるため、第４次・第３期計画で設定した７圏域の考え方を見直し、新たに14エリア（小さな圏域）を設定して、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの再編を進めていきます。

主な取組

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の期間（１期３年間）である平成30年度（2018年度）からの３年間と、平成33年度（2021年度）からの３年間で段階的に14エリアの地域包括支援センター設置に向けて取り組みます。

施策（２）地域包括支援センターの運営

総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、第１号介護予防支援事業等に係る業務を行い、住まい、医療、介護、予防、生活支援等のサービスが適切に提供される「地域包括ケアシステム」の基盤づくりを推進し、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けて取り組みます。

主な取組

①地域包括支援センターの適切な運営及び評価
②自立支援型地域ケア会議の推進
③ネットワークの整理・統合
④包括的な相談支援体制づくり

施策（３）高齢者の生活支援体制整備の推進

高齢者の社会参加を促進し、地域社会の「支え手」として活躍できる体制を整備するとともに、営利・非営利を問わず、様々な分野の関係団体の参画を得ながら、高齢者を地域で支え合う地域づくりを推進します。

主な取組

①生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置

基本目標２　健康にいきいきと自立した生活を送る

施策（１）介護予防・日常生活支援総合事業の基盤整備の推進

高齢者の社会参加・活動を促し、一人ひとりが社会的役割を持つことで、地域社会の「新たな担い手による多様なサービス」を創出するとともに、介護予防活動につながる地域の体制整備を推進します。

一般介護予防事業は、高齢者が生きがいを持って活動的に暮らす「地域づくり」を意識して実施します。

主な取組

①介護予防・生活支援サービス事業

②一般介護予防事業

施策（２）要介護高齢者等の自立・家族介護等への支援の推進

見守り支援の必要な高齢者や要介護高齢者が自宅に閉じこもることなく、外出しやすくなるように、移動手段の充実に努め、要介護高齢者等の在宅生活の継続及びＱＯＬ※の向上に取り組みます。

介護者の高齢化による「老老介護」や、介護者も認知症がある「認認介護」の世帯や、高齢者のみの世帯の増加等による介護力の低下もあることから、家族の経済的・身体的・精神的負担の軽減を図るため、各種支援を実施します。

主な取組

①高齢者福祉タクシー料金助成事業

②高齢者紙おむつ等支給事業

③高齢者ごいっしょサービス事業

「元気！いばらき体操」は、高齢者が自主的に介護予防に取り組むために制作された、茨木市のご当地体操です。

Ver.１からVer.３までを制作し、地域における介護予防の普及に取り組んでいます。

用語説明

○ＱＯＬ：Quality Of Lifeの略で「生活の質」と訳される。

基本目標３　“憩える・活躍できる”場をつくる

施策（１）地域活動・社会参加の促進

高齢者の「居場所と出番」の創出・充実に取り組み、多様な活動に意欲的な高齢者の社会参加の促進、地域活動における担い手の発掘と養成に取り組みます。

主な取組
①高齢者活動支援センター各種事業の実施

施策（２）身近な「居場所」の整備

老人クラブやＮＰＯ等に代表される自律的な市民活動団体等との連携強化に加えて、街かどデイハウスからコミュニティデイハウスへの移行、いきいき交流広場の整備を促進します。

主な取組
①街かどデイハウス事業とコミュニティデイハウス事業の実施
②いきいき交流広場の実施

施策（３）世代間交流の取組

高齢者と子どもとのふれあいの場を提供する多世代交流センター事業をはじめ、老人クラブほか各種団体が行うスポーツ・レクリエーション活動に対する支援等、世代間交流に取り組みます。

主な取組
①多世代交流センター事業の実施
②スポーツ・レクリエーション活動を通じた交流の支援

施策（４）高齢者の「働く場」の創造

高齢者が長年培ってきた知識・経験・技能等をいかし、就業を通じて社会貢献できるように、引き続き、高齢者の就労機会の提供や生きがいづくりに重要な役割を果たしているシルバー人材センターの取組を支援するほか、高齢者の多様なニーズに応じた、新しい働き方を支援します。

主な取組
①シルバー人材センターの取組
②高齢者の多様な働き方の創造

基本目標４　一人ひとりの権利が尊重される

施策（１）認知症施策の推進（新オレンジプランの推進）

国では「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン※）」が策定され、本市においても「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」の実現に向けて、認知症になっても住み慣れた地域で、その人らしい生活を維持するため、医療との連携、介護及び生活支援を充実することにより、認知症高齢者の家族が安心して暮らせる「みんながやさしい街いばらき」を目指します。

主な取組

①認知症への理解を深めるための普及･啓発の推進
②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
③若年性認知症施策の強化
④認知症の人の介護者への支援
⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
⑦認知症の人やその家族の視点の重視

施策（２）虐待防止対策の推進

地域包括支援センターや地域の様々な関係機関と連携し、高齢者虐待防止の取組を推進します。また、介護施設従事者等による高齢者虐待については、高齢者に接する介護施設従事者等の意識改革や資質の向上を図るとともに、介護施設に対し高齢者虐待防止の体制の整備・強化に向けて取り組むなど、関係部局と連携し虐待防止に努めます。

主な取組

①高齢者虐待防止及び啓発への取組
②虐待への対応

施策（３）権利擁護の推進

認知症や知的障害・精神障害などの理由で、判断能力が低下した高齢者の虐待や消費者被害等の権利侵害を防止し、必要な介護保険サービスや福祉サービスを利用してその人らしい生活を送ることができるように権利擁護の推進に取り組みます。

主な取組

①高齢者権利擁護事業の推進

用語説明

○新オレンジプラン：平成27年（2015年）1月に厚生労働省が関係府省庁と共同して作成。平成29年（2017年）7月に一部改訂。

基本目標５　安全・安心で必要な情報が活かされる

施策（１）災害時に求められる医療・介護サービスの継続

災害時に、高齢者等がそれまで過ごしていた場所で医療・介護サービスが継続して提供できるように、平常時から災害耐性の向上に取り組み、それぞれの立場で災害への必要な体制の整備に努めます。

主な取組

①災害時における支援体制の強化

施策（２）情報公表制度の推進

高齢者の誰もが必要な情報を収集できるように情報提供の仕組みを整備し、利用したいサービスや事業者の選択がより適切にできるように、地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービス等の情報公表に取り組みます。

主な取組

①地域包括支援センター及び介護予防・生活支援サービス等情報公表

施策（３）安心して暮らせる環境の充実

支援が必要な高齢者やその家族が住み慣れた地域で、その人らしい生活を安心して送ることができるように、見守り支援等を兼ねた生活支援の充実に努めます。

主な取組

①緊急通報装置設置事業
②ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の実態等把握調査
③安心カード配付事業
④高齢者食の自立支援サービス事業

施策（４）高齢者の居住安定に係る施策との連携

高齢者が安全で安心な生活を送るための住まいの確保については、大阪府との連携を図りながら、安全・安心な住環境に恵まれた住まいの情報提供に努めるとともに、高齢者がいつまでも生きがいのある生活を送るために、趣味活動やボランティアを含む地域活動などに積極的に参加し、買い物などの日常的な外出も円滑にできるように、高齢者等に配慮した福祉のまちづくりを推進します。

主な取組

①高齢者の居住安定に係る情報提供
②福祉のまちづくりの推進

基本目標６　社会保障制度の推進に努める

施策（１）介護保険制度の適正・円滑な運営

高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で継続して生活ができるように、ニーズを適切に把握しながら、介護保険サービスの基盤整備に努めます。

また、利用者が必要なサービスを選択できるように、情報提供や相談支援の充実に努めます。

さらに、介護従事者の育成・定着に向けた支援に努め、安心で質の高いサービスを提供します。

主な取組

①充実したサービス提供のための施設整備
②家族介護支援・相談支援の充実
③介護人材の確保
④共生型サービスの取組
⑤介護保険サービス提供事業者等への指導・助言等

施策（２）介護給付適正化事業の推進

国の指針及び大阪府の介護給付適正化計画を踏まえ、利用者に対する適切な介護保険サービスの確保と費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築します。

主な取組

①要介護認定の適正化
②ケアプランの点検
③住宅改修の点検
④福祉用具購入・貸与調査
⑤医療情報との突合
⑥縦覧点検
⑦介護給付費通知
⑧給付実績の活用

施策（３）在宅療養の推進

医師会、歯科医師会、薬剤師会等と協力し、在宅医療・介護連携推進事業による在宅療養の推進に取り組みます。

主な取組

①地域の医療・介護の資源把握
②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
④医療・介護関係者の情報共有の支援
⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援
⑥医療・介護関係者の研修
⑦地域住民への普及啓発
⑧在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

■介護給付サービス等の見込み量

各年度の介護給付サービス量の見込み

（1）介護給付サービス量及び介護給付費の算出手順の概要

介護保険サービスの見込量は、平成27年度（2015年度）以降の介護保険サービスの利用実績をもとに高齢者人口の増加や今後のサービス利用意向等を考慮し、国の示す手順に沿って、算出しています。その概要は、以下のとおりです。

①実績及び推計方法の設定

推計に用いる各種実績データの確認・設定を行います。

- 総人口、被保険者数の実績の確認
- 人口の実績値と年度ごとの推移から、将来人口を推計
- 給付量等の将来推計に用いる実績値と変化量の設定

②認定者数

要介護（支援）認定者数を推計します。

- 認定者数の実績値及び認定者数の年度ごとの推移から、将来の要介護（支援）認定者数を推計

③施設・居住系サービス

施設・居住系サービス利用者数等を推計します。

- 施設・居住系サービス利用者数の実績値及び年度ごとの推移から、施設・居住系サービスの利用者数・給付量等を推計（大阪府医療計画との整合による施設整備や介護離職をなくすための施設整備を含む）

④在宅サービス

在宅サービス利用者数（及び利用回数・利用日数）等を推計します。

- 在宅サービス利用者数の実績値及び年度ごとの推移から、在宅サービスの利用者数・給付量等を推計

⑤地域支援事業費等

地域支援事業費等、その他必要となるサービス給付量・費用等を推計します。

- 地域支援事業費（介護予防費や地域包括支援センター委託料等）、高額介護サービス費等について、実績値及び年度ごとの推移から、各サービスの給付量、費用等を推計

⑥保険料額の算定

所得段階別の第１号被保険者数を推計し、保険料収納率等を設定した上で、保険料額を算定します。

（2）施設・居住系サービス利用者の見込み

	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）	平成32年度（2020年度）	平成37年度（2025年度）
介護老人福祉施設	686人	689人	692人	707人
介護老人保健施設	620人	623人	626人	629人
介護療養型医療施設からの転換分	0人	0人	0人	0人
介護療養型医療施設	10人	10人	10人	0人
介護医療院※	0人	0人	0人	66人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	105人	134人	163人	250人
認知症対応型共同生活介護	151人	178人	187人	232人
特定施設入居者生活介護	391人	396人	397人	415人
介護予防認知症対応型共同生活介護	1人	1人	1人	1人
介護予防特定施設入居者生活介護	49人	49人	49人	51人
合　計	2,013人	2,080人	2,125人	2,351人

＊１か月当たりの利用者数

＊新たな介護施設として「介護医療院」が創設されますが、現在のところ、本市に開設する見込みがないため、平成32年度（2020年度）までは利用者を見込んでいません。なお、他市に開設される施設に入所する場合があるため、平成37年度（2025年度）には一定の利用者を見込んでいます。

用語説明

○介護医療院：長期にわたり療養が必要な方を対象に、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。

（3）居宅サービス等の必要量の見込み

■介護予防給付

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
介護予防サービス					
	介護予防訪問入浴介護	0回	0回	0回	0回
		0人	0人	0人	0人
	介護予防訪問看護	16, 278回	17, 183回	18, 209回	21, 264回
		1, 932人	2, 004人	2, 088人	2, 304人
	介護予防訪問リハビリテーション	4, 288回	4, 639回	5, 124回	6, 480回
		324人	336人	360人	432人
	介護予防居宅療養管理指導	1, 296人	1, 356人	1, 416人	1, 536人
	介護予防通所リハビリテーション	1, 236人	1, 260人	1, 284人	1, 392人
	介護予防短期入所生活介護	677日	677日	677日	826日
		144人	144人	144人	168人
	介護予防短期入所療養介護	54日	54日	54日	54日
		12人	12人	12人	12人
	介護予防特定施設入居者生活介護	588人	588人	588人	612人
	介護予防福祉用具貸与	11, 532人	11, 880人	12, 264人	13, 260人
	特定介護予防福祉用具販売	276人	276人	276人	288人
地域密着型介護予防サービス					
	介護予防認知症対応型通所介護	204回	204回	204回	204回
		36人	36人	36人	36人
	介護予防小規模多機能型居宅介護	408人	456人	516人	600人
	介護予防認知症対応型共同生活介護	12人	12人	12人	12人
介護予防住宅改修		480人	480人	480人	504人
介護予防支援		16, 140人	16, 296人	16, 440人	17, 196人

＊年間の見込数

■介護給付

	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）	平成32年度（2020年度）	平成37年度（2025年度）
居宅サービス				
訪問介護	780,084回	818,352回	859,200回	975,000回
	28,284人	28,716人	29,172人	31,140人
訪問入浴介護	4,444回	4,506回	4,506回	4,733回
	936人	948人	948人	996人
訪問看護	141,558回	144,907回	148,657回	159,516回
	13,944人	14,208人	14,508人	15,420人
訪問リハビリテーション	24,624回	25,602回	27,192回	31,608回
	1,812人	1,872人	1,932人	2,220人
居宅療養管理指導	18,540人	18,888人	19,320人	20,328人
通所介護	239,198回	246,582回	254,138回	268,423回
	23,820人	24,564人	25,332人	26,484人
通所リハビリテーション	59,318回	61,618回	64,075回	68,762回
	6,792人	6,984人	7,188人	7,572人
短期入所生活介護	61,850日	64,114日	66,518日	71,202日
	5,772人	5,832人	5,892人	6,156人
短期入所療養介護	6,512日	6,984日	7,550日	8,466日
	840人	900人	972人	1,080人
特定施設入居者生活介護	4,692人	4,752人	4,764人	4,980人
福祉用具貸与	39,780人	40,488人	41,052人	43,080人
特定福祉用具販売	696人	708人	708人	756人
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	840人	1,008人	1,152人	1,296人
夜間対応型訪問介護	12人	12人	12人	12人
認知症対応型通所介護	23,670回	23,989回	24,293回	25,664回
	1,992人	2,016人	2,040人	2,148人
小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護を含む）	2,532人	2,748人	3,012人	3,540人
認知症対応型共同生活介護	1,812人	2,136人	2,244人	2,784人
地域密着型特定施設入居者生活介護	0人	0人	0人	0人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,260人	1,608人	1,956人	3,000人
地域密着型通所介護	89,564回	91,866回	94,552回	100,850回
	10,008人	10,260人	10,560人	11,256人
住宅改修	648人	648人	660人	720人
居宅介護支援	58,248人	58,776人	59,172人	61,596人

＊年間の見込数

（4）地域密着型サービス整備箇所必要量の見込み

■計画期間内における整備箇所数

圏域	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護を含む）	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
北	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所
東	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所
西	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所	0か所
中央	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
南	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所	0か所
合計	0か所	0か所	0か所	1か所	4か所	2か所

（5）地域支援事業の見込み

■介護予防・日常生活支援総合事業の目標量

	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）	平成32年度（2020年度）	平成37年度（2025年度）
介護予防・生活支援サービス事業				
訪問型サービス	13,756人	14,031人	14,311人	15,800人
通所型サービス	11,795人	12,031人	12,272人	13,500人
介護予防ケアマネジメント	19,420人	20,400人	21,400人	26,500人
高額介護予防サービス費相当事業	581人	610人	640人	700人
高額医療合算介護予防サービス費相当事業費	12人	12人	13人	15人
一般介護予防事業				
介護予防把握事業	10,000人	750人	750人	830人
介護予防普及啓発事業	1,660回	1,743回	1,830回	2,100回
地域介護予防活動支援事業	5,429回	5,701回	5,986回	6,600回
一般介護予防事業評価事業	2回	2回	5回	6回
地域リハビリテーション活動支援事業	100回	100回	100回	110回

＊年間の見込数

■包括的支援事業の目標量

	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）	平成32年度（2020年度）	平成37年度（2025年度）
地域包括支援センター運営事業				
センター設置	６か所	11か所	11か所	14か所
地域ケア会議	18回	33回	55回	70回
在宅医療・介護連携推進事業				
事業項目	８事業	８事業	８事業	８事業
認知症総合支援事業				
認知症初期集中支援推進事業				
認知症初期集中支援チーム設置	１チーム	１チーム	１チーム	２チーム
認知症地域支援・ケア向上事業				
認知症地域支援推進員配置	２人	２人	２人	５人
認知症カフェ普及	20か所	25か所	30か所	32か所
生活支援体制整備事業				
協議体の設置数	６か所	８か所	11か所	14か所

■任意事業の目標量

		平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）	平成32年度（2020年度）	平成37年度（2025年度）
介護給付適正化事業		８事業	８事業	８事業	８事業
家族介護支援事業					
高齢者位置情報お知らせサービス事業		10人	13人	16人	20人
認知症高齢者見守り事業		180人	350人	540人	600人
高齢者紙おむつ等支給事業		249人	304人	371人	400人
高齢者ごいっしょサービス事業		92人	112人	138人	150人
その他事業					
成年後見制度利用支援事業	利用支援	12件	15件	19件	25件
	報酬助成	12件	15件	19件	25件
認知症サポーター等養成事業		21,000人	24,000人	27,000人	30,000人
地域自立生活支援事業		689人	408人	540人	563人
介護相談員派遣事業（派遣先）		38か所	40か所	42か所	46か所

（６）標準給付費及び地域支援事業費の見込額

■標準給付費及び地域支援事業費合計見込み額

	平成30年度（2018年度）	平成31年度（2019年度）	平成32年度（2020年度）	平成37年度（2025年度）
標準給付費	16,253,946,609円	17,043,969,491円	17,807,801,331円	19,690,354,959円
地域支援事業費	1,221,919,000円	1,320,903,000円	1,401,621,000円	1,896,348,000円
合　　計	17,475,865,609円	18,364,872,491円	19,209,422,331円	21,586,702,959円

保険料段階と保険料の設定

低所得者の負担に配慮するとともに、被保険者の負担能力に応じた保険料段階を設定します。なお、特に所得の低い方（第１段階）を対象に、平成27年度（2015年度）から実施している公費の投入による保険料率の引き下げは引き続き行います。(第１段階の保険料率を0.5から0.45に軽減しています。)

■保険料段階ごとの保険料

保険料段階		保険料率	保険料（年額）
第１号被保険者	第１段階 生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円以下	0.50 (0.45)	31,800円 (28,620円)
	第２段階 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせて120万円以下	0.70	44,520円
	第３段階 世帯全員が市民税非課税で、上記以外	0.75	47,700円
	第４段階 本人が市民税非課税（世帯内に課税者がいる場合）で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円以下	0.90	57,240円
	第５段階 本人が市民税非課税（世帯内に課税者がいる場合）で、上記以外	1.00	63,600円
	第６段階 市民税課税で合計所得金額が年額120万円未満	1.15	73,140円
	第７段階 市民税課税で合計所得金額が年額120万円以上190万円未満	1.25	79,500円
	第８段階 市民税課税で合計所得金額が年額190万円以上200万円未満	1.35	85,860円
	第９段階 市民税課税で合計所得金額が年額200万円以上290万円未満	1.50	95,400円
	第10段階 市民税課税で合計所得金額が年額290万円以上300万円未満	1.60	101,760円
	第11段階 市民税課税で合計所得金額が年額300万円以上400万円未満	1.65	104,940円
	第12段階 市民税課税で合計所得金額が年額400万円以上600万円未満	1.80	114,480円
	第13段階 市民税課税で合計所得金額が年額600万円以上1,000万円未満	1.90	120,840円
	第14段階 市民税課税で合計所得金額が年額1,000万円以上	2.10	133,560円

茨 木 市 民 憲 章

わたくしたちは　茨木市民です
わたくしたちの　茨木市は
　京阪神を結ぶ要路にあって
　めぐまれた自然とゆたかな歴史をうけつぎ
　発展しつづけている希望のまちです
わたくしたちは
　このまちの市民であることに誇りと責任をもち
　みんなのしあわせをねがって
　より住みよい郷土をつくるために
この憲章をさだめます

わたくしたち　茨木市民は
1．心をあわせて　あすの力をそだてましょう
1．仕事にはげんで　明るい家庭をきずきましょう
1．環境をととのえて　美しいまちをつくりましょう
1．きまりをまもって　良い風習をひろめましょう
1．教養をふかめて　みんなの文化をたかめましょう

昭和41年（1966年）11月３日制定

茨木市総合保健福祉計画（第２次）

分野別計画
高齢者保健福祉計画（第８次）・
介護保険事業計画（第７期）

概要版

平成30年（2018年）３月

発行：茨木市
住所：〒567-8505 茨木市駅前三丁目８番13号
電話番号：072-622-8121（代表）
URL：http://www.city.ibaraki.osaka.jp